

# 保証債務の会計処理についての覚書

関 口 了 祐

## 手形割引の簿記処理

手形割引では、金融商品である受取手形が銀行に譲渡され、譲渡日から手形決済日までの利息分を差し引いた金額の現金を受け取る。この手形割引という取引を、金融商品という資産の売却という取引と解釈する仕方と、受取手形を担保とした銀行借入という取引と解釈する仕方とがある。現在、手形割引は金融資産の売却として処理されている。

手形の振出人が手形代金を支払えず、手形が不渡りとなった場合、手形保有者は手形割引人に対して手形代金を遡及して請求することができる。したがって、手形割引をした際に、手形割引人は、この遡及義務を負うことになる。この遡及義務は、手形振出人が不渡りをおこした際に負う義務であり、割引時点では、手形代金を支払うことになるかどうかは不確定な債務である。そのため、会計上、偶発債務として処理されることになる。

手形割引・裏書に関する会計処理は、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計基準に関する実務指針」136項において、次のように記述されている。これにもとづいて仕訳をすると以下のようなになる<sup>1</sup>。

割引手形及び裏書譲渡手形については、原則として新たに生じた二次的責任である保証債務を時価評価して認識するとともに、割引による入金額又は裏書による決済額から保証債務の時価相当額を差し引いた譲渡金額から、譲渡原価である帳簿価額を差し引いた額を手形売却損益として処理する。

- ① 所有する約束手形50,000円を銀行に割り引いて売却し、割引料500円を引かれて当座預金に入金がされた。手形の割引につき、額面額の2%を保証債務として計上する。

当座預金	49,500	受取手形	50,000
(借) 手形売却損	500	(貸) 手形割引義務	50,000
手形割引義務見返	50,000	保証債務	1,000
保証債務費用	1,000		

<sup>1</sup> 「金融商品会計基準に関する実務指針」Ⅲ設例による解説、設例16、受取手形に含まれる金利部分を別処理する方法を参照した。

② 割引した手形が不渡りとなり、銀行より遡及を受けたため、50,000円を現金で支払った。

不渡手形	50,000	現金	50,000
(借) 手形割引義務	50,000	(貸) 手形割引義務見返	50,000
保証債務	1,000	保証債務取崩益	1,000
貸倒引当金繰入	30,000	貸倒引当金	30,000

③ 手形振出人から10,000円が回収された。

現金	10,000	不渡手形	50,000
(借) 貸倒引当金	30,000	(貸)	
貸倒損失	10,000		

上記の会計制度委員会報告第14号136項によれば、遡及義務は新たに生じた二次的責任であり、保証債務という勘定科目をつかってそのことを記録している。この保証債務は金融負債であり<sup>2</sup>、時価で測定されることになっている。会計制度委員会報告第14号136項の字義どおりに手形売却損益を計算すると、手形売却損1,500<sup>3</sup>が計算されることになるが、一般には上記仕訳①のように、保証債務に対する借方勘定科目として保証債務費用が用いられている。また、対照勘定である手形割引義務見返と手形割引義務を用いて、手形振出人が銀行に返済できなかった場合に弁済しなければならない金額を備忘記録している。

保証債務を新たな金融負債として認識するのは、「金融商品に関する会計基準」が、金融商品に関する会計処理についての考え方として、財務構成要素アプローチを採用したから<sup>4</sup>であるとされる。このアプローチを採用した会計処理方法では、貸方の保証債務の認識について規定されているものの、対応する借方項目については記述されていない。

では、手形割引時に、費用が発生した事実が存在しているのであろうか。遡及義務により支払を余儀なくされるのは手形の不渡りが起きた時である。しかし、この時点でも損失が計上される事実は生じていない。なぜなら、銀行への支払額を手形振出人に請求することが可能であるからである。したがって、銀行への手形代金の支払時点で、手形振出人に対する代金の求償権が生ずることになり、不渡手形として記録される。手形の不渡りを起こすような経営状況の手形振出人であるから、請求した金額が全額返ってくる可能性はかなり低いと考えられる。そのため、手形振出人に対する求償権につき、貸倒引当金が設定されることになるであろう。手形割引人に損失が生じるのは、早くても、この貸倒引当金が設定された時点、上記の仕訳では②の時点である。したがって、手形割引時点で費用あるいは損失が発生する事実は存在せず、

<sup>2</sup> 企業会計基準委員会、「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」、11項および12項、において、金融保証契約は公正価値で測定される金融負債に分類されている。また、8項において「『金融保証契約』とは、負債商品の約定条件どおりに債務者が支払を行わないことによって保証契約の保有者が損失を被る場合、保証契約の発行者に当該契約の保有者に対する一定金額の補填を求める契約をいう。」と定義されている。

<sup>3</sup>  $49,500$ （割引による入金額） $-1,000$ （保証債務の時価） $=48,500$ （譲渡金額）  
 $48,500$ （譲渡金額） $-50,000$ （帳簿価額） $=\Delta 1,500$ （手形売却損益）

<sup>4</sup> 永野則雄（2010）、『ケースでまなぶ財務会計（第6版）』、白桃書房、p.51。

保証債務に対応する借方項目である保証債務費用が、いかなる費用あるいは損失を示しているのか明らかではない。

### 保証債務と債務保証損失引当金

会計制度委員会報告第14号137項には、たとえば借入金の保証人になった場合に生じる債務保証について、監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」によって処理することが記載されている。なお、137項では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるもの（債務保証）は除かれる、とされており、手形の割引によって生ずる遡及義務は監査委員会報告第61号の対象とはならないことになる。

監査委員会報告第61号では、債務保証の総額を財務諸表において注記するように指示しており<sup>5</sup>、また、「主たる債務者の財政状態の悪化等により、債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が保証債務を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合で、かつ、これによって生ずる損失額を合理的に見積もることかできる場合には、保証人は、当期の負担に属する金額を債務保証損失引当金に計上する必要がある<sup>6</sup>」としている。

つまり、借入金の保証人になった場合に生じる債務保証については、金融負債として認識されるのではなく、保証契約当初は偶発債務として注記されるにとどまり、損失の発生可能性が高くなると引当金が計上される。さきの手形割引において生じた遡及義務の会計処理とは異なる会計処理が要求される。

監査委員会報告第61号に規定されている債務保証に関する会計処理を確認しつつ、仕訳を行ってみたい。

まず、履行請求時に以下の会計処理が要求されている。

保証債務について履行請求を受けた場合には、負担すべき債務未払金等に計上する。

また、求償すべき債権については未収入金等に計上し、当該債権に対する回収不能見積額を直接控除するか又は貸倒引当金として計上する。（監査委員会報告第61号 4（4）

③）

したがって、

履行 請求時	(借)	未収入金	100,000	(貸)	未払金	100,000
		貸倒引当金繰入	70,000		貸倒引当金	70,000

と、仕訳されることになると考えられる。そして、実際に、債権者に対して債務の履行が行われると、未払金の返済として以下のように仕訳されるものと考えられる。

履行時 (弁済時)	(借)	未払金	100,000	(貸)	現金	100,000
--------------	-----	-----	---------	-----	----	---------

<sup>5</sup> 監査委員会報告第61号、3.財務諸表における注記に関する取扱い。

<sup>6</sup> 監査委員会報告第61号、4.債務保証損失引当金の会計処理と表示、(1)計上額。

そして、保証先企業から弁済額の一部回収がなされると、未収金の消滅と貸倒による損失が計上されることになる。

回収時	現 金	20,000	(貸) 未 収 金	100,000
	(借) 貸 倒 引 当 金	70,000		
	貸 倒 損 失	10,000		

次に、保証債務に対して債務保証損失引当金を計上していた場合の処理について、以下の規定を参考に考えてみる。

債務保証損失引当金を計上した保証先の債務不履行により、債権者に対して保証債務を履行した場合、又は保証債務の履行を請求された場合には、債務保証損失引当金の目的取崩となるが、通常、保証債務の履行に伴い、主たる債務者に対して求償債権が生じるため、目的取崩に対応する損失は求償債権に対する貸倒引当金繰入額又は貸倒損失として発生する。この債務保証損失引当金の目的取崩と貸倒引当金繰入又は貸倒損失処理は一連の会計処理と考えられるため、原則として、債務保証損失引当金の目的取崩額と貸倒引当金繰入額又は貸倒損失は、相殺後の純額で表示する。この場合、相殺する対象は、個別の相手先ごととする。(監査委員会報告第61号 4(4)④)

まず、保証先関連会社の経営状況が悪化した時に、債務保証損失引当金が設定される。

経営 悪化	(借) 債務保証損失 引当金繰入	60000	(貸) 債務保証損失引当金	60,000

そして、保証債務の履行請求がなされた際には、債務保証損失引当金の目的取崩により生ずる収益の発生と、未収金に対する貸倒引当金の設定により生ずる費用の発生とを、一連の会計処理ととらえ、目的取崩しに応じた費用として貸倒引当金繰入あるいは貸倒損失をあげていることから、以下のように仕訳するものと考えられる。

履行 請求時	債務保証損失引当金	60,000	貸 倒 引 当 金	70,000
	(借) 貸 倒 引 当 金 繰 入	10,000	(貸)	
	未 収 金	100,000	未 払 金	100,000

債権者への弁済が行われた時は、以下のように未払金の消滅として処理されるものと考えられる。

弁済時	(借) 未 払 金	100,000	(貸) 現 金	100,000
-----	-----------	---------	---------	---------

最終的に保証先企業から弁済額の一部が回収された場合には、以下のように弁済額の求償権を示す未収金の消滅と、貸倒引当金の目的取崩および貸倒損失の計上がなされると考えられる。

回収時	現 金	20,000	(貸) 未 収 金	100,000
	(借) 貸 倒 引 当 金	70,000		
	貸 倒 損 失	10,000		

こうした監査委員会報告第61号の会計処理については、いくつかの疑問が投げかけられている。まず、原債務者に対する保証人の求償権を示す未収金と、保証人の債権者に対する弁済義務とが、同時に生じることという点である。監査委員会報告第61号では、「債権者に対して保証債務を履行した場合、又は保証債務の履行を請求された場合に」、債務保証損失引当金を取り崩すことが規定されているが、求償権を示す未収金と、弁済義務を示す未払金の認識の時点については明記していない。

松本 (2004)<sup>7</sup>は、「求償権の行使が法的に可能になるのは基本的に自己の出捐によって主たる債務者の債務を履行した後<sup>8</sup>」であるとして、弁済義務が確定した時点で求償権を計上することを妥当な処理とは考えていない。弁済義務は履行請求がされた時に、求償権は保証債務が弁済された時に計上され、債務保証損失引当金を設定していないとすれば、履行請求時と弁済時の仕訳は以下ようになる。

履行 請求時	(借) ( ? )	(?)	(貸) 未 払 金	100,000
弁済時	(借) 未 収 金	100,000	(貸) 現 金	100,000
	貸倒引当金繰入	70,000	貸 倒 引 当 金	70,000

弁済時には、弁済を機に求償権の取得とその求償権に対する貸し倒れを記録することで仕訳は、一応、成立するように思われるが、履行請求時の仕訳の借方への記入については、いくつかの考え方があろう。

まず、その一つとして、手形割引の際に生じた遡及義務を金融負債として計上した会計処理と同様に、債務保証契約時に保証債務を金融負債として認識し、履行請求時に未払金という新たな負債へと振り替えるという会計処理が考えられる。

契約時の保証債務の時価が1%だったとすると、債務保証契約時と履行請求時では、以下のような仕訳が考えられる。

契約時	(借) 保 証 債 務 費 用	1,000	(貸) 保 証 債 務	1,000
履行 請求時	(借) 保 証 債 務	1,000	(貸) 保 証 債 務 取 崩 益	1,000
	( ? )	(?)	未 払 金	100,000

手形割引の処理に倣って仕訳をしてみたが、履行請求時の未払金に対応する借方科目がやはり明白ではない。仮に、そこに保証債務が記録されるのだとすると、あらたにいくつかの疑問が生ずる。

<sup>7</sup> 松本敏史 (2004)、「債務保証損失引当金と債務保証引当金」、『同志社商学』、第56巻第2・3・4・号。

<sup>8</sup> 松本 (2004)、p. 252。

まず、契約時に保証債務が時価で評価されることになるが、その後、履行請求の時までに評価替えを行うのかという疑問である。そして、また、仮に、保証債務の金額が履行請求時までに弁済額に一致する評価替えを行っているとして、履行請求時に未払金に振り返られる保証債務はいかなる性質の負債であるかが疑問となる。保証契約時に、金融負債として時価で評価される保証債務は、将来支払う可能性のある弁済額を、発生可能性を加味して評価したものであるのだろうか。そうであるならば、保証債務は、負債性の引当金としての性格をもつものとなり、負債の計上時に同時に費用が計上されることにたいする疑問、つまり、原因発生主義に立脚した費用の計上に対する疑問が生じることになる。

そうした費用計上による期間損益計算への影響を排する会計処理として、利益処分による積立金を用いた会計処理をあげることができる。田中（2007）は、「これらの（債務保証や損害補償の（筆者註））引当金繰入額には当期費用性がないので、引当金にはならない。債務保証による支払が決まったり敗訴したりするまでは、確定債務ではないから、債務性もない。こうした損失に対しては、むしろ、剰余金の処分をとおして積立金を用意すべきであろう<sup>9)</sup>」としている。また、松本（2004）<sup>10)</sup>や平野（2012）<sup>11)</sup>は、求償権は保証債務の弁済時に生ずることを前提に、積立金あるいは準備金を用いた仕訳例を提示している。

さらに、松本（2004）では、偶発債務の備忘記録のために行われる対照勘定である保証債務見返と保証債務をオンバランスし、潜在的な求償権と潜在的な債務弁済義務を示す勘定として利用し、保証債務を弁済義務の確定時に、保証債務見返を求償権の取得時に、それぞれ段階的に取り崩す会計処理を提案している。そして、保証先の財政状態が悪化した際に設定される債務保証損失引当金は、潜在的な求償権を示す保証債務見返に対する評価性引当金であるとす

<sup>9)</sup> 田中弘（2007）、『新財務諸表論第3版』、税務経理協会、p.537。

<sup>10)</sup> 松本（2004）、p.261では、松本敏文（1991）、「保証債務のオフバランスと債務保証損失引当金」、『会計』、第139号第5巻で提起した会計処理を訂正し、以下のような利益処分による準備金方式の会計処理方法を再提起している。

①債務保証の実行（保証額100）

(借) 保証債務見返	100	(貸) 保証債務	100
------------	-----	----------	-----

②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額100、回収見積額30）

(借) 未処分利益	70	(貸) 債務保証損失準備金	70
-----------	----	---------------	----

③弁済義務の確定（債務額100）

(借) 保証債務	100	(貸) 保証債務未払金	100
----------	-----	-------------	-----

④弁済の実行（支出額100）

保証債務未払金	100	現金預金	100
(借) 保証債務求償金	100	(貸) 保証債務見返	100
債務保証損失	70	保証債務求償金	70
債務保証損失準備金	70	未処分利益	70

⑤未収金の回収（回収額20）

(借) 現金預金	20	(貸) 保証求償金	30
債務保証損失	10		

る<sup>12</sup>。こうした会計処理は、直接的な当該企業への貸付と、当該企業の借入に対する保証とが、同質のリスクを有しており、そのリスクを貸借対照表上で同じように表示することも可能にし

<sup>11</sup> 平野智久（2012）、「いわゆる損失性引当金の会計問題—債務保証損失引当金を中心として—」、日本会計研究学会第71回大会発表原稿。

①保証契約の締結

(借) 仕 訳 な し	(貸)
-------------	-----

②被保証人の財政状態の悪化

(借) 未 処 分 利 益	100	(貸) 債 務 保 証 損 失 積 立 金	100
---------------	-----	-----------------------	-----

③弁済義務の確定

(借) 債 務 保 証 損 失 積 立 金	100	(貸) 債 務 保 証 未 払 金	100
-----------------------	-----	-------------------	-----

④弁済義務の履行

(借) 債 務 保 証 未 払 金	100	(貸) 繰 越 利 益 剰 余 金	100
債 務 保 証 求 償 権	100	現 金 預 金	100

⑤求償権の行使

(借) 現 金 預 金	20	(貸) 債 務 保 証 求 償 権	100
債 務 保 証 損 失	80		

<sup>12</sup> 松本（2004）、pp. 256-259。この会計処理方法の提唱は、松本敏史（2007）、「債務保証会計と担保会計の新たな試み」、『企業会計』、第59巻第12号においてもなされている。

具体的な仕訳は以下のように示されている。

①債務保証の実行（保証額100）

(借) 保 証 債 務 見 返	100	(貸) 保 証 債 務	100
-----------------	-----	-------------	-----

②決算：保証先の財政状態悪化（予想支出額100、回収見積額30）

(借) 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入	70	(貸) 債 務 保 証 損 失 引 当 金	70
---------------------------	----	-----------------------	----

③弁済義務の確定（債務額100）

(借) 保 証 債 務	100	(貸) 未 払 金	100
-------------	-----	-----------	-----

④弁済の実行（支出額100、弁済額の回収不能見積額80）

(借) 未 払 金	100	(貸) 現 金 預 金	100
未 収 金	100	保 証 債 務 見 返	100
債 務 保 証 損 失 引 当 金	70	債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入	70
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80	貸 倒 引 当 金	80

⑤未収金の回収（回収額20）

(借) 現 金 預 金	20	(貸) 未 収 金	100
貸 倒 引 当 金	80		

<sup>13</sup> 松本（2004）、p. 258。当該企業への貸付の場合、その貸付の一部が回収不能と見積もられた場合に、貸倒引当金が設定される。債務保証では、潜在的な求償権を示す保証債務見返に対する評価勘定として債務保証損失引当金を設定することにより、貸付時と同様の表示が貸借対照表でなされることになる。

ている<sup>13</sup>。

## 国際会計、米国会計による会計処理

米国では、債務保証契約の締結時に債務が生じることから、当該契約の締結時に債務保証が認識されている<sup>14</sup>。また、国際会計基準でも、債務保証の契約を結んだ時点で法的債務が発生したものとされており、その時点で保証債務は認識されることになる<sup>15</sup>。松本（2004）が、潜在的な弁済義務を、偶発債務を示すための対照勘定を用いてオンバランスしたことは、米国会計基準や国際会計基準と同じ時点で保証債務の認識をしていることになる。

保証債務の測定について、米国会計基準は、保証の対価額または類似取引の価格や期待キャッシュ・フロー・アプローチにより算定した公正価値で測定し、借方に費用、貸方に負債を計上することになっている<sup>16</sup>。また、国際会計基準も保証債務の当初認識は公正価値によることが規定されており、その後、「国際会計基準（以降 IAS）第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づいて決定される金額と、当初認識した金額から、該当する場合には、IAS 第18号「収益」に従い認識した償却累計額を控除した金額のいずれか高い方で測定すべきである<sup>17</sup>」とされており、当初認識後は引当金による処理を通じて負債に関する適切性（又は損失認識）テストを行っている<sup>18</sup>。これらの会計処理は米国の会計処理と同様である<sup>19</sup>。

国際会計基準では、保証債務について契約当初に公正価値で測定する。この会計処理は、日本で行われている手形割引の会計処理と同様のものと考えられる。保証債務が金融負債であり、金融負債が他の企業に現金又は他の金融資産を支払う契約上の義務であるならば、それは（あるかもしれない）弁済義務を示していると考えられる。そうであるならば、松本（2004）と国際会計基準や米国会計基準による会計処理方法では、保証債務の認識時点での測定方法が相違することになる。

「他社の債務を保証している企業が、保証額の決済を要求される可能性は高いけれども、保証企業が「本来の」債務者を訴えることによって若干の回復がなされる可能性も高い場合に、同企業は、当該負債の総額をその見積損失の発生額として認識することはない。その財政状態を完全に表示しようとするならば、負債にはその保証金額が、そして資産には保証者の債務者

<sup>14</sup> 久保淳司（2010）、「不確実性事象の認識における蓋然性と債務性の機能」、『会計』、第178巻第1号、p. 23。

なお、ここでの米国の会計処理は、FASB Interpretation45, “Guarantor’s Accounting and Disclosure Requirements for Guarantees, Including Indirect Guarantees of Indebtedness of Others” FASB.（FASB 解釈指針第45号「保証に関する保証人の会計処理及び開示要求」）である。

<sup>15</sup> 企業会計基準委員会監訳（2011a）、「国際会計基準 第37号 引当金、偶発負債及び偶発資産 適用ガイダンス 設例9 単一の保証」、『国際財務報告基準（IFRS®）2011』、pp. 1156 – 1157。

<sup>16</sup> 久保（2010）、p. 23。

<sup>17</sup> 企業会計基準委員会監訳（2011b）、「国際会計基準 第39号 金融商品：認識及び測定」、『国際財務報告基準（IFRS®）2011』、BC21、p. 1210。

<sup>18</sup> 企業会計基準委員会監訳（2011b）、BC23D、p. 1212。

<sup>19</sup> ただし、負債に関する適切性（又は損失認識）のテストについては、国際会計基準と米国会計基準では参照する基準に基本的な差異があるため、テストそのものは異なっている。企業会計基準委員会監訳（2011b）、BC23 D、p. 1212。

久保（2010）では、米国の不確実性事象の認識においては、蓋然性の高さによってそれらの事象を認識する場合と、債務性の有無によって認識する場合とが存在している、としている。

に対する権利に関して回復が期待される金額が付与される必要がある<sup>20</sup>」ならば、保証債務をどのように測定するのが、より取引を忠実に表現することになるかは、今後の課題としたい。

---

<sup>20</sup> Jean St.G.Kerr(1984), *The Definition and Recognition of Liabilities*, Victorian Printing Pty. Ltd. (徳賀芳弘訳(1999)、『負債の定義と認識 (第2版)』、九州大学出版会。) p. 86。

